

社会福祉施設等整備費補助に係る 工事請負等契約手続指導事項

1 目的

社会福祉法人等がさいたま市の補助を受けて行う社会福祉施設等の整備に関する工事請負等契約に係る手続きについては、「社会福祉施設等整備費補助に係る工事請負等契約手続基準」(以下「手続基準」という。)によることとされている。この指導事項は、社会福祉法人等が行う契約に関して、手続基準の運用について必要な事項を定めるものとする。

2 基本姿勢

施設整備には多額の税金を元資とした補助金等が支出されることから、施設整備は当然のこととして、法人運営全般においても、その適正かつ公正な実施が求められている。本指導事項に違反した場合は、内示された補助金等が交付されない、又は交付された補助金等の返還を求めることもあるため、適切な施設整備を行うこと。

なお、多額な寄附を行った理事等の中には、法人や施設の運営に対し特別な権利を有していると誤解する者が生じることも考えられるため、理事会等で市から指導がある旨を理事長等自らが説明を行い、理解を求めること。

3 金銭の收受

補助金・寄附金等の受け入れ、業者への支払い等は、すべて1通の預金口座通帳で行うこと。

4 契約方法

(1) 契約方法は、一般競争入札とする。ただし、補助事業の性質又は目的等により、合理的理由があると所管課長が認めた場合は、指名競争入札又は随意契約とすることができる。

(2) 前項に規定のある合理的理由とは、次に掲げるものという。

① 指名競争入札の場合

- ・ 契約の性質又は目的が一般競争入札に適さないとき
- ・ 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数であるとき
- ・ 一般競争入札に付することが不利と認められるとき

② 随意契約の場合

- ・ 売買、賃貸借及び請負その他の契約でその予定価格が別表1に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める予定価格を超えないとき
- ・ 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき
- ・ 緊急の必要により競争入札に付することができないとき
- ・ 競争入札に付することが不利と認められるとき

- ・時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みのあるとき
- ・再度の競争入札に付し落札者がいないとき
- ・落札者が契約を締結しないとき

別表 1

種類	金額
工事又は製造の請負	250 万円
財産の買い入れ	160 万円
物件の借入れ	80 万円
財産の売払い	50 万円
物件の貸付け	30 万円
その他	100 万円

5 入札に関する事項

(1) 契約方法を決定した場合は、入札に関する次に掲げる事項について所管課長と協議のうえ、理事会等において議決を行うこと。

① 公告の方法

公告は、社会福祉法人等の掲示板に掲示するとともに、建設業界紙及びホームページ等の電子公告に掲載して行うものとする。なお、建設業界紙については、埼玉建設新聞であることが望ましい。

② 入札に付する事項

契約方法、参加形態、契約名称、履行場所、履行期間、履行概要、予定価格及び最低制限価格等を定めること。

③ 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加することができる業種及び等級、所在区分並びに施工実績等を定めること。なお、入札に参加することができる者は、原則、さいたま市契約規則（平成 13 年さいたま市規則第 66 号）第 2 条の 2 第 3 項に規定される資格者名簿に登載のある者とし、建設工事であれば別表 2 に掲げる基準に基づき、業種及び等級を定めること。

④ 契約条項を示す場所

入札説明書及び仕様書等の交付場所、交付方法並びに問い合わせ先等を定めること。

⑤ 入札及び開札の場所並びに日時

入札及び開札を実施する場所並びに日時を定めること。

⑥ 入札保証金に関する事項

入札保証金について定めるものとする。なお、取扱いについては、さいたま市契約規則（平成 13 年さいたま市規則第 66 号）の規定に準じて定めること。

⑦ 入札無効に関する事項

入札が無効となる事項を定めること。なお、取扱いについては、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）の規定に準じて定めること。

⑧ 前各号が掲げるもののほか、入札に関し必要な事項

別表 2

業種 格付	発注標準となる設計金額（執行予定額）	
	建築工事	電気工事及び管工事
S級	7,000万円以上	
A級	7,000万円未満 4,000万円以上	2,000万円以上
B級	4,000万円未満 1,500万円以上	2,000万円未満 1,000万円以上
C級	1,500万円未満	1,000万円未満

- (2) 前項に規定する入札に関する事項について、理事会等で議決を得た場合は、公告期日から起算して、10日前までに公告概要（様式1）を所管課長へ提出すること。

6 入札手続

(1) 入札参加資格の確認

社会福祉法人等は、入札参加資格の有無の確認のため、入札参加希望者より様式2及びその他必要書類（以下「資格確認書類」という。）を受け付けること。資格確認書類を受け付けた場合は、法人内で十分な審査をしたうえで、公告に設けた資格確認書類の提出期限の翌日までに資格確認書類の写しを所管課長へ提出すること。

(2) 入札参加有資格者の決定

入札参加有資格者の決定については、入札参加希望者に不適切な点がないか所管課長と協議のうえ、理事会等において議決を行うこと。入札参加有資格者の決定について理事会等で議決を得た場合は、入札参加資格確認結果（様式3）を入札参加希望者へ通知すること。

(3) 入札の執行

入札執行者は、理事長又は理事長の委任を受けた契約担当者（以下「契約担当者」という。）が行うものとし、入札の執行が適正に行われるよう、十分配慮すること。なお、委任する場合は、その委任の範囲を明確に定めること。

(4) 入札時の立会い

入札を行う場合には、社会福祉法人においては、監事、複数の理事（理事長を除く）及び評議

員を立ち合わせる。社会福祉法人以外においては、この規定の趣旨を踏まえた監査役、取締役その他のものをいう。なお、所管課長が必要と認める場合は、市の職員が立ち会うものとする。

(5) 入札結果の報告

入札執行者は、入札後、入札が適正に行われた旨の立会人全員の署名とともに入札結果（様式 4）を作成すること。作成した入札結果は、入札後 1 週間以内に所管課長へ提出すること。なお、当該入札結果は市及び社会福祉法人等のホームページ等で公開するなど一般の閲覧に供するものとする。

7 契約締結の報告

社会福祉法人等は、契約締結に関して理事会等において議決を行うこと。契約締結後は、2 週間以内に所管課長へ契約書及び理事会等の議事録の写しを提出すること。

8 入札に関する事項の補足

(1) 参加形態

参加形態とは、入札に参加できる事業者の形態のことであり、単体企業や共同企業体をいう。共同企業体の取扱いについては、さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成 13 年さいたま市制定）の規定等に準じること。

(2) 予定価格・設計額

① 予定価格

予定価格とは、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡及び履行期間の長短等を考慮し、適正に定める価格の総額をいう。契約を締結する際の相手方を決定する基準であることから、社会福祉法人等があらかじめ決定し、契約担当者が予定価格調書に記入押印し、封書に入れ、封印するものとする。なお、事前に公表するかどうかは社会福祉法人等の判断による。

② 設計額

設計額の積算にあたっては、原則として、国土交通省が定める公共建築工事積算基準及び公共工事共通費積算基準によるものとし、項目のない場合のみ業者見積もりを使用すること。（一般財団法人建設物価調査会発行の「建設物価」、「建築コスト情報」等を使用し、積算内訳書には、使用資料・発行月を明記すること。）なお、原則事前に公表しないこと。

(3) 最低制限価格・調査基準価格

最低制限価格及び調査基準価格を設定する場合は、契約担当者が予定価格とともに予定価格調書に記入押印し、封書に入れ、封印するものとする。

① 最低制限価格

最低制限価格とは、競争入札の場合で、契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるとき、設定できる落札価格の最低限度とされる価格をいう。最低制限価格の取扱いについては、さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成 19 年さいたま市制定）

及び社会福祉施設整備の競争契約における最低制限制度の取扱いについて（平成 12 年 11 月 6 日付、社援施第 44 号）の規定等に準じること。

② 調査基準価格

調査基準価格とは、競争入札の場合で、契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、設定できる基準をいう。調査基準価格の取扱いについては、さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成 13 年さいたま市制定）の規定等に準じること。

(4) 入札に参加する者

次に掲げる者は、入札に参加させないこととする。

① さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成 13 年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置を受けている者。

② 社会福祉法人にあっては理事、社会福祉法人以外にあってはこの規定を踏まえた取締役その他の者（以下「理事等」という。）が役員をしている事業者、又は当該事業者の親子関係にある事業者。（当該理事等が、特別な利害関係を有する者として理事会等の議決に加わっていない場合を除く。）

(5) 入札説明

① 入札参加希望者を一同に介して、説明会を開催することは原則実施しないこととし、入札説明書等により入札時の注意事項、無効となる入札等の説明を平等に入札参加希望者に行うこと。

② 設計図書等必要な資料は、すべての入札参加希望者に平等に閲覧、貸与又は配布すること。

③ 入札説明書交付後に質問期間を設け、その際に行われた質疑は、すべての入札参加希望者に連絡すること。

④ 談合及び一括下請契約が禁止されていること、所管課長等から指導があった場合従うことなどを明確にしておくこと。

(6) 入札日時

入札日時は、次に掲げる見積期間を考慮したうえで設定すること。ただし、特別な理由がある場合に限り、②及び③の期間は 5 日以内に限り短縮することができる。

① 工事 1 件の予定価格が 500 万円に満たない工事については、1 日以上

② 工事 1 件の予定価格が 500 万円以上 5,000 万円に満たない工事については、10 日以上

③ 工事 1 件の予定価格が 5,000 万円以上の工事については、15 日以上

(7) 入札保証金・契約保証金

入札保証金・契約保証金の取扱いについては、さいたま市契約規則（平成 13 年さいたま市規則第 66 号）の規定に準じて定めること。

(8) その他

① ベッド等の備品を購入する際、機能について細かい仕様を付することにより、入札参加できる業者が 1 社になる場合、他に当該機能と同等の効果が得られ代替できる機能があるときには、

「同等の機能」として、仕様に加え入札参加できる業者を拡大すること。

② 一度に契約できる内容であるにもかかわらず複数回に分割し、随意契約にしないこと。

9 入札手続の補足

(1) 入札参加資格の有無の確認

入札参加資格確認の際には、配置予定技術者の資格等においても建設業法等に基づき、適切に確認すること。

(2) 入札の執行

① 入札金額見積内訳書

入札参加者には、入札金額見積内訳書を提出させること。

② 入札辞退

入札参加有資格者が辞退する旨の申し出があった場合は、入札辞退届を提出させること。

③ 再度入札

再度入札の回数は、1 回限りとする。ただし、再度入札に参加できる者は初度入札に参加した者に限る。(初度入札において、無効になった者及び失格となった者を除く。)

④ 不調時の取扱

再度入札によっても落札者がいないときは、日時を改めて公告し、一般競争入札に付するものとする。ただし、一般競争入札に付することができないときは、随意契約とすることができるものとする。

⑤ 談合予防

談合に関する情報提供があった場合は、さいたま市談合情報対応要領(平成13年さいたま市制定)に準じて、適切かつ慎重に対応すること。その際、経緯については記録をとり、所管課長と協議すること。

10 指名競争入札の補足

契約方法を指名競争入札とする場合は、「5 入札に関する事項」～「9 入札手続きの補足」の規定のほか、次に掲げる事項について留意して行うこと。

(1) 事業者への周知は、公告ではなく指名通知により行うこと。

(2) 指名業者は、必要な資格を有する者とするほか、原則、別表3に掲げる業者選定基準に基づくものとし、市内業者育成に配慮しつつ、選定すること。なお、指名競争入札に係る候補業者を選定した場合は、理事会等に諮る2週間前までに候補業者概要(様式5)を所管課長へ提出すること。

(3) 再度入札によっても落札者がいないときは、入札を打ち切り、改めて当該入札参加者以外の者による指名競争入札に付すること。ただし、指名替えによる指名競争入札に付することができない場合は、随意契約とすることができる。なお、指名替えを行う場合は、全者新たに指名すること。

(4) 業者選定にあたっては、社会福祉法人等が責任をもって行うこととし、設計監理業者（コンサルタントを含む）を関与させないこと。

別表3

建設工事及び設計、調査及び測量業務

設計金額（執行予定額）		指名業者数
注1	250万円以下	2者
注2	100万円以下	
注1	250万円を超え 500万円未満	5者
注2	100万円を超え 500万円未満	
	500万円以上 2,500万円未満	6者
	2,500万円以上 5,000万円未満	7者
	5,000万円以上 1億円未満	8者
	1億円以上 2億円未満	9者
	2億円以上	10者

注1：建設工事のみ

注2：設計、調査及び測量業務のみ

※その他は、共通

物品購入

設計金額（執行予定額）		指名業者数
	10万円未満	1者以上
	10万円以上 30万円未満	2者以上
	30万円以上 80万円未満	3者以上
	80万円以上 160万円未満	4者以上
	160万円以上 500万円未満	5者以上
	500万円以上 1,000万円未満	6者以上
	1,000万円以上	7者以上

平成15年 4月 1日（制定）

令和 3年 4月 1日（最終改正）